

MR ポータル利用規約

この利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、公益財団法人 MR 認定センター(以下、「センター」といいます。)が、MR ポータル(以下、「ポータル」といいます。)の利用条件を定めるものです。ポータルは、センターが 2025 年 8 月 25 日に公布した MR 認定要綱(以下「要綱」といいます。)及び MR 認定要綱細則(以下「細則」といいます。)に基づき MR 認定制度を運用する一環として構築したプラットフォームで、本規約第 14 条に示すサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供するものです。「個人情報の共同利用に関する管理規程」に同意の上、ポータルの利用登録を行った者(以下、「利用者」といいます。)は、本規約に同意し、本規約に従って利用するものとします。

第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 本規約は、利用者とセンターとの間のポータルの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。

- センターは、ポータルに関し、本規約のほか、利用にあたってのルール等、各種の定め(以下、「個別規定」といいます。)を定めることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約の定めが前項の個別規定の定めと矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

(個人情報の取扱い)

第 2 条 センターは、本サービスの利用によって取得する個人情報を別途定める「個人情報取扱規程」および「個人情報の共同利用に関する管理規程」に則り、『MR 教育・試験管理システム(以下「MRO」という。)』において記録、利用及び保管し、管理します。

- 利用者が他の認定企業へ転籍する場合、利用者の特段の操作を必要とせず、転籍先の認定企業が手続きを行うことにより共同利用される個人情報を引き継ぎます。利用者は、かかる引継について同意するものとします。なお、引き継がれる情報の範囲は、別途定める個人情報の共同利用に関する管理規程第 6 条に示すものとします。
- センターは、第 1 項の定めのとおり、「個人情報の共同利用に関する管理規程」に基づいて利用者の個人情報の保護及び管理を行います。
- センターは、前項と別に「プライバシーポリシー」、「MR 認定センター個人情報取扱規程」を定め、これに基づいてセンターが取得した個人情報の保護及び管理を行います。

第2章 MR ポータルの利用

(利用登録)

第3条 本規約第14条に示すコンテンツまたは機能の利用を希望する者は、本規約に同意の上、センターの定める方法によってポータルで新規アカウント登録を行うことで、利用開始できます。

- 2 細則第3条第2項に定める新規アカウント登録に必要な個人情報は次の各号のとおりです。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 連絡先電話番号
 - (4) メールアドレス(メインとサブの2つ)
 - (5) パスワード
- 3 ポータルの利用希望者でセンターコードをお持ちの方は、そのセンターコードがユーザーID として使われます。
- 4 ポータルの利用希望者でセンターコードをお持ちでない方は、新規アカウント登録時にシステムによって自動的にセンターコードが付与されます。
- 5 利用希望者は、アカウント登録時に入力するメールアドレスおよび連絡先電話番号が、連絡手段としてセンターに使用されることを本規約に同意したことをもって承諾するものとします。
- 6 利用希望者および利用者は、ポータルを利用するために必要なあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段その他の利用環境を自己の責任と費用で整備します。

(ユーザーID およびパスワードの管理)

第4条 利用者は、自己の責任において、ポータルのユーザーID およびパスワードを適切に管理するものとします。

- 2 利用者は、いかなる場合にもユーザーID およびパスワードを第三者に利用させ、または譲渡、貸与、売買、質入れし、もしくは第三者と共用することはできません。
- 3 センターは、ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーID を与えられた利用者自身による利用とみなします。
- 4 ユーザーID 及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、センターに故意又は重過失がある場合を除き、センターは一切の責任を負わないものとします。

(その他登録情報の管理)

第5条 利用者は、次の各号に定める個人情報を自己の責任において適切に管理し、最新に更新するものとします。

- (1) 氏名
- (2) 連絡先電話番号

(3) メールアドレス(メイン、サブ)

- 2 利用者は、登録情報のうち前項第 1 号に変更が生じた場合は、ポータルを通じて、必要事項を入力し、本人確認書類をアップロードして氏名変更手続きをしてください。
- 3 本人確認書類は、新姓・旧姓の両方の氏名と生年月日が記載された次の各号に示すいずれかを用いてください。ただし、本籍地、個人番号、臓器提供意思表示欄がある場合は必ず塗りつぶしてください。
 - (1) 運転免許証
 - (2) マイナンバーカード(おもて面のみ)
 - (3) パスポート
 - (4) 住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)
 - (5) その他公的証明書
- 4 第 2 項又は第 3 項に基づき提出された本人確認書類は、登録変更の認証後、当センターのプライバシーポリシーに則り、速やかに削除します。
- 5 利用者は、登録情報のうち第 1 項第 2 号または第 3 号に変更が生じた場合は、速やかにポータルの登録情報ページを通じて変更してください。
- 6 ポータルを通じて利用した基礎教育学習・認定プログラムまたは更新時救済プログラムの結果等の教育研修履歴情報および合格の更新手続、新規認定申請あるいは認定更新申請による各種認定情報は、データ連係して MRO に保存されます。
- 7 登録された個人情報の利用停止を希望する場合は、センター公式ウェブサイト(<https://www.mre.or.jp/whatsmr/delete-personal-info/>)に示す所定の方法により申し出てください。
- 8 前項により個人情報を利用停止した場合、ポータルの利用はできなくなります。

(学生情報の登録)

- 第 6 条** 利用者は、受験申込前にポータルから学生情報を登録し、センターの認証を受けることで、細則第 37 条および別表に定める学生受験料が適用され受験申込ができます。
- 2 前項の学生情報の登録には、顔写真付きの学生証の写しの添付が必要です。
 - 3 登録された学生情報は、センターの認証日からその年度末の 3 月 31 日まで有効です。
 - 4 学生情報登録時に添付された顔写真付き学生証の写しは、センターでの認証後、プライバシーポリシーに則り削除されます。

(資格情報の登録)

- 第 7 条** 利用者は、いつでも細則第 40 条第 1 項に規定する資格情報をポータルから登録し、センター理事長の認証を受けることで、受験科目の免除を受けることができます。
- 2 登録された資格情報は、細則第 40 条第 2 項に定めるとおり利用停止の申出があるまで有効です。

(利用料金および支払方法)

第 8 条 利用者は、細則第 4 条第 2 項に定めるコンテンツまたは機能を無料で利用できます。

- 2 細則第 4 条第 3 項に定めるコンテンツまたは機能の利用は、利用者が、細則別表に定める利用料等を支払うことで開始できます。
- 3 利用料等の支払手続きは、ポータルと連携したページ(「<https://mrportal.study.jp/>」で始まる URL)で行います。
- 4 支払には、VISA、Master、JCB、American Express、Diners Club ブランドのクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカードが利用できます。ただし、JCB PREMO、WebMoney、BitCash、NET CASH を除きます。

(利用料等の支払い完了後のキャンセル)

第 9 条 利用者は、利用料等の支払いを含む申込または申請完了後、いかなる理由があっても自ら返品・キャンセルはできません。また、クーリング・オフの適用外です。

(禁止事項)

第 10 条 利用者は、ポータルの利用にあたり、以下の行為を禁止します。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 要綱、細則および MR 認定制度を運用するために定められた規則を違反し、MR 認定制度を毀損する行為
- (4) 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- (5) センター、ほかの利用者、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (6) 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- (7) センターが提供するサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (8) 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- (9) 他の利用者または第三者に本サービスを利用させる行為
- (10) 他の利用者に関する個人情報等を保存する行為
- (11) 不正な目的を持って本サービスを利用する行為
- (12) ポータルの他の利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (13) 他の利用者になりすます行為
- (14) センターが許諾しないポータル上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (15) ポータルに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (16) その他、センターが不適切と判断する行為

(ポータル利用制限および登録情報の利用停止)

第 11 条 センターは、利用者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、利用者に対して、登録された個人情報を利用停止することができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 本サービスについて、最終の利用日から 10 年間利用がない場合
- 2 センターは、利用者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、利用者に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限することができるものとします。
- (1) 料金等の支払債務の不履行があった場合
 - (2) 本サービスについて、最終の利用日から 5 年間利用がない場合
 - (3) センターからの連絡に対し、一定期間返答がない場合
 - (4) その他、センターが本サービスの利用を適当でないと判断した場合
 - (5) その他前 4 号に準ずる事項がある場合
- 3 ポータルに最後にログインした日から 6 か月以上経過した場合、次回ログイン時には登録された連絡先電話番号宛に送信したショートメッセージ(SMS)に記載された URL をクリックする方法により本人確認を行い、当該確認が完了した後にログインできるものとします。
- 4 センターは、前 3 項に基づきセンターが行った行為により利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

(ポータル利用解約)

第 12 条 利用者は、センターに登録された個人情報の利用停止を申し出ることにより、本サービスの利用を停止できるものとします。ただし、この利用解約以前に利用料等として支払われた代金は一切返金しません。

- 2 センターは、利用者から提出された個人情報の利用停止の申出を受理したのち、細則第 3 条第 6 項第 1 号に基づき速やかに個人情報を利用停止します。
- 3 前条第 1 項または本条第 1 項および第 2 項により個人情報が利用停止された場合、当該個人の教育研修履歴、資質認定などの MR 認定制度に係る情報はすべて無効となります。

(運営方針)

第 13 条 センターは、利用者がポータル利用を通じて MR 認定制度を正しく理解し、適正に運用できるよう、利用者への事前の通知なくポータルを適宜、改修することができます。

- 2 センターは、ポータルを運営するにあたり、機能の充実を図るためにコンテンツの変更、追加、修正、一時停止をすることができます。
- 3 センターは、時代の要請や利用者の利便性向上に対応し、ポータルの機能、コンテンツの内容等

を適宜変更します。

- 4 センターは、利用者に対して、ポータルを運営するために必要な通知、連絡等をポータルのアナウンスまたはインフォメーションに掲示することにより行うものとし、利用者はこれを適宜確認するものとし、
- 5 センターは、各種申請手続または各プログラムのリマインド等について、登録されたメールアドレスもしくは連絡先電話番号に送信することにより行うことがあります。

(ポータルで提供するサービスの内容)

第 14 条 本サービスには「無料で利用できるコンテンツまたは機能」と「有料で利用できるコンテンツまたは機能」があります。

- 2 細則第 4 条第 2 項で定める無料で利用できるコンテンツまたは機能は、下表のとおりです。

コンテンツまたは機能の名称	主な目的と内容
① MR 認定制度の解説	利用者が MR 認定制度について理解を深めるために用意された解説ページや動画コンテンツです。
② 個人情報の登録及び修正	アカウント作成時に登録した個人情報の管理を行うために表示されるページおよび機能です。 (関連条文:細則第 3 条、第 37 条、第 40 条)
③ 過去 5 年間の生涯学習履修履歴等の閲覧および修了認定受領確認	生涯学習の履修履歴確認と実務教育の修了認定の受領確認が行える機能です。なお、受領確認を行わないと認定更新申請が行えません。 (関連条文:細則第 31 条)
④ MR 基礎試験合格証の表示およびダウンロード	MR 基礎試験合格者がその証となる合格証を表示させたり、PDF でダウンロードできる機能です。 (関連条文:細則第 41 条)
⑤ MR 基礎試験合格の更新申請	MR 基礎試験合格の有効期限のある年度に、有効期限を 5 年間延長するために申請する機能です。申請には所定の要件を満たす必要があります。 (関連条文:細則第 42 条)

- 3 細則第 4 条第 3 項で定める有料で利用できるコンテンツまたは機能は、下表のとおりです。

コンテンツまたは機能の名称	主な目的と内容
① MR 基礎試験の受験申込	MR 基礎試験の受験を希望する利用者が受験申込を開始し、受験科目の選択を行う機能です。受験場所、日時の指定や受験料の支払いは、MR 基礎試験の運営を委託する株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズが用

	意する外部サイトに遷移してから行います。 利用については、本規約第 34、35 条および MR 基礎試験要項を参照してください。 (関連条文:細則第 35 条)
② 基礎教育学習・認定プログラム	MR 基礎試験に合格または MR としての資質認定を受けた利用者が、年度単位で取り組む基礎教育に関する所定の学習コンテンツを組み合わせたものです。 利用については、本規約第 20～26 条を参照してください。 (関連条文:細則第 22 条)
③ 更新時救済プログラム	MR 基礎試験合格または MR として資質認定を受けた利用者が、やむを得ない事情により生涯学習の一環である基礎教育において未修了年度があり、合格の更新または認定更新の要件を満たさない場合に、合格の更新手続または認定更新申請の前に利用者が取り組み、更新要件のうち基礎教育について充足させるために提供されたコンテンツです。 利用については、本規約第 27～33 条を参照してください。 なお、基礎教育の認定更新の要件を満たさない利用者は、このプログラムに合格しなければ認定更新申請が行えません。 (関連条文:細則第 43 条、第 48 条、第 49 条)
④ 新規認定申請	要綱第 40 条第 1 項に定めた新規認定要件を満たした利用者が、新規認定を申請するための機能です。申請には認定証に掲載するための証明写真の登録と新規認定料の支払いが必要です。 利用については、本規約第 15～18 条を参照してください。 (関連条文:細則第 46 条)
⑤ 認定更新申請	要綱第 41 条第 1 項に定めた認定更新要件を満たした利用者が、認定更新を申請するための機能です。申請には認定証に掲載するための証明写真の登録と認定更新料の支払いが必要です。 利用については、本規約第 16～19 条を参照してください。

	い。 (関連条文:細則第 47 条)
⑥ 認定切替申請	要綱第 44 条第 1 項に基づき、MR 基礎教育限定認定から MR 認定に認定を切り替えるために必要な要件を満たした利用者が、認定切替を申請する機能です。申請には認定切替料の支払いが必要です。 利用については、本規約第 16、17 条を参照してください。 (関連条文:細則第 51 条)
⑦ 認定証または限定認定証の再交付申請	要綱第 45 条第 1 項に基づき、盗難、紛失、き損または記載事項の変更が生じた場合に、認定証または限定認定証の再交付を申請する機能です。申請には再交付料の支払いが必要です。 利用については、本規約第 16、17 条を参照してください。 (関連条文:細則第 52 条)
⑧ MR バッジの再交付申請	要綱第 45 条第 2 項に基づき、盗難、紛失、き損が生じた場合に、MR バッジの再交付を申請する機能です。申請には再交付料の支払いが必要です。 利用については、本規約第 16、17 条を参照してください。 (関連条文:細則第 52 条)

(本サービスの提供の停止等)

第 15 条 センターは、以下のいずれかの事由がある場合、利用者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- (1) ポータルに係るコンピューターシステムの保守点検または更新を行う場合
- (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- (3) ポータルに係るコンピューターまたは通信回線等が事故により停止した場合
- (4) ポータルの機能追加、削除、修正等のためにセンターが必要と判断した場合
- (5) ポータルに使用されているシステムの不具合(エラー、バグの発生によるものを含む)または施設に不具合が生じた場合
- (6) 行政機関等から業務停止命令またはその措置・要請があった場合
- (7) 利用者による不正又は誤った操作により本サービスの提供に支障が生じた場合

- (8) ポータル用の設備またはシステムを再起動する必要がある場合
 - (9) センターが本サービスを安定的に提供するために必要と判断した場合
 - (10) その他、センターが本サービスの提供が困難と判断した場合
- 2 センターは、前項各号の場合、本サービスの提供の停止または中断に起因して利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、センターの故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第3章 合格または資質認定に係る各種申請

(各種申請の開始)

第16条 本規約第14条第2項⑤および第3項④～⑧に示す申請は、ポータルに表示した各申請のボタンをクリックすることで開始されます。

- 2 申請手続きは、「<https://mrportal.study.jp/>」で始まる URL で表示される画面上で行います。

(各申請に係る申請料等と支払方法)

第17条 本規約第14条第2項⑤の MR 基礎試験合格の更新申請は、細則第42条第2項の規定に基づき、無料で行うことができます。

- 2 細則別表に定める申請料等は下表のとおりです(申請料は改定する場合があります。)

申請の名称または送料の別		料金
④ 新規認定申請		5,885 円(MR バッジ交付を含む、税込)
⑤ 認定更新申請		5,500 円(税込)
⑥ 認定切替申請		5,500 円(税込)
⑦ 認定証または限定認定証の再交付申請		2,200 円(税込)
⑧ MR バッジの再交付申請		385 円(税込)
送料	④～⑦の送料(簡易書留で発送)	460 円
	⑧の送料(普通郵便で発送)	110 円

- 3 前項の表の④ないし⑧の申請料に送料を加算してお支払いいただきます。なお、郵便料金の変更があったとき、送料は変更後の料金に従うものとします。ただし、送付先は日本国内に限ります。
- 4 支払方法は、本規約第8条第2項、第3項および第4項に定める方法とします。

(新規認定申請および認定更新申請における写真の登録)

第18条 利用者は、新規認定申請または認定更新申請の手順に含まれる認定証掲載用の本人の顔写真を登録する必要があります。

- 2 登録用の顔写真は、証明写真としてかつビジネスにふさわしいものとして以下の条件に適合するものを用意してください。
 - (1) サイズが縦横比 4.5 対 3.5 (パスポートサイズ) である
 - (2) 本人のみが撮影され、鮮明で認識可能である
 - (3) 頭頂部から肩のあたりまでが写っている
 - (4) 6 か月以内に撮影したものである
 - (5) 正面、無帽、無背景である
 - (6) カラーである
 - (7) トリミング以外の加工がなされていないものである
 - (8) 顔写真が指定された枠内に適切に収まっている
- 3 登録された顔写真をセンターが不適合と判断した場合は差し戻しますので、差し戻しの通知が発出された日から 14 日以内に利用者は、再登録してください。
- 4 期限内に写真の再登録がない場合は、センターは申請をキャンセルし、申請料をお支払いいただいた方法に応じて返金します。

(認定証およびバッジの送付)

- 第 19 条** 本規約第 14 条第 3 項④～⑧に示す申請による認定証およびバッジの送付先は、利用者が申請時に登録した住所とします。
- 2 利用者は送付先情報を正確に入力し、確認する責任を負います。
 - 3 利用者が認定証およびバッジを受領できず、発送事務局に返送された場合は、利用者に連絡のうえ 1 回に限り再発送します。ただし、一定期間内に利用者からの応答がない場合は、この限りではありません。
 - 4 利用者の入力誤り、転居その他利用者の責めに帰す事由により認定証およびバッジが配達されなかった場合、センターはその責任を負いません。
 - 5 何らかの理由により利用者が認定証およびバッジを受領できなかった場合であっても、センターおよび発送事務局における直接の受渡しには応じないものとします。
 - 6 利用者が前項に該当する場合において、認定証またはバッジの再交付を希望するときは、改めて所定の再交付申請を行うものとします。

(新規認定申請および認定更新申請におけるキャンセル)

- 第 20 条** 利用者は、申請手続き完了ボタン押下後、いかなる理由があってもその申請を自らキャンセルできません。

第 4 章 基礎教育学習・認定プログラム

（基礎教育学習・認定プログラムの利用開始）

第 21 条 ポータルにログイン後、毎年度はじめて基礎教育学習・認定プログラムのボタンをクリックし、利用料金の支払いが完了することで利用開始できます。

2 利用料金の支払とプログラムの利用は、「<https://mrportal.study.jp/>」で始まる URL で表示されるページで行います。

（基礎教育学習・認定プログラムの利用料金と支払方法）

第 22 条 基礎教育学習・認定プログラムの利用料は、細則別表に定めるとおり一年度単位で 4,400 円(税込)です。なお、所属変更等が生じて、年度末までそのままお使いいただけます。

2 支払方法は、本規約第 8 条第 2 項、第 3 項および第 4 項に定める方法とします。

（基礎教育学習・認定プログラムの利用解約）

第 23 条 電子コンテンツの特性上、利用者は、利用申込完了後、実際にコンテンツを利用したか否かに関わらず利用解約できません。

（基礎教育学習・認定プログラムで提供される内容）

第 24 条 細則第 22 条に定める提供内容は次の各号に示すとおりです。

- (1) 現在の知識レベルを測定するためのテスト 1
- (2) テスト 1 を完了したのち、その不正解問題を繰り返し学習するためのドリル
- (3) 学習する内容を確認し、知識を定着させるための MR テキスト電子版
- (4) テスト 1 で不合格だった場合、学習の成果を測定するためのテスト 2

2 前項第 4 号のテスト 2 は、3 回まで実施可能です。

3 基礎教育学習・認定プログラムのテスト 1 での出題数は 190 問です。出題される問題は、利用申込を行ったときにプール問題から個人ごとに抽出され固定されます。

4 基礎教育学習・認定プログラムのテスト 2 およびドリルで出題される問題は、テスト 1 での不正解問題に限られます。

（基礎教育学習・認定プログラムの提供期間と利用期間）

第 25 条 基礎教育学習・認定プログラムの提供期間は、4 月 1 日から 3 月 31 日で、次の表に示すとおり、プログラムに含まれるコンテンツによって提供する期間が異なります。

コンテンツ名	提供期間
MR テキスト電子版	4 月 1 日～3 月 31 日

テスト 1 ドリル テスト 2	8 月第 1 営業日～3 月 31 日
-----------------------	---------------------

- 2 基礎教育学習・認定プログラムの利用開始は、利用者が利用料の支払い完了後に可能で、含まれるコンテンツによって次の表に示すとおり利用期間が異なります。

コンテンツ名	利用期間
MR テキスト電子版	支払い完了後～提供期間終了
テスト 1	支払い完了後または 8 月第 1 営業日のどちらか遅い時点～すべての問題を採点した時点または提供期間終了のどちらか早い時点
ドリル	テスト 1 完了後～提供期間終了
テスト 2	テスト 1 不合格～合格※または出題されるすべての問題を採点した時点あるいは提供期間終了のいずれか最も早い時点 ※残った問題は解答できなくなります

（基礎教育学習・認定プログラムの利用方法）

- 第 26 条** テスト 1 では、問題が 10 個のユニットに分割されています。利用者は、ユニットごとに 1 問 1 分相当の制限時間内に解答してください。
- 2 ドリルは、テスト 1 と同じユニット構成で、不正解だった問題のみ出題されます。制限時間はなく、MR テキストで内容を確認しながら何度でも取り組むことができます。
- 3 テスト 1 が不合格の場合、ドリル問題を解答しなくてもテスト 2 に進むことができます。
- 4 テスト 1 で合格した場合、テスト 2 は解答できません。
- 5 テスト 2 は、テスト 1 と同じユニット構成で、不正解だった問題のみ出題されます。利用者は、ユニットごとに 1 問 1 分相当の制限時間内に解答してください。
- 6 テスト 2 に合格した時点でテスト 2 は解答できなくなります。学習を続けたい場合は、ドリルを利用してください。

（基礎教育学習・認定プログラムの合格または不合格）

- 第 27 条** 細則第 22 条第 7 項に規定するとおり、基礎教育学習・認定プログラムは、次の各号のいずれかを満たす場合に合格となり、基礎教育の修了認定を受けることができます。
- (1) テスト 1 の正答数が、171 問以上になった場合
 - (2) 前号が満たせなかったときは、テスト 2 を受験、正答数がテスト 1 とテスト 2 と合わせて 171 問以上となった場合
- 2 細則第 22 条第 8 項に規定するとおり、利用期間内に前項に示す合格要件を満たせなかった場合は不合格となり、その年度の基礎教育は未修了となります。

第 5 章 更新時救済プログラム

（更新時救済プログラムの利用申込が可能な利用者）

第 28 条 更新時救済プログラムの利用申込が可能な利用者は、細則第 49 条第 2 項で定めた基礎教育に関する更新要件を満たさない方で、次の各号に示します。

- (1) MR 基礎試験合格の有効期限がある年度となった利用者のうち、試験合格または前回の合格の更新から今回の更新年度までの間に基礎教育の未修了年度がある方
- (2) 認定の有効期限がある年度となった利用者のうち、試験合格または前回の合格の更新あるいは認定の更新から今回の更新年度までの間に基礎教育の未修了年度がある方
- (3) 認定更新の特例の対象となる利用者のうち、試験合格または前回の合格の更新あるいは認定の更新から今回の更新年度までの間に基礎教育の未修了年度がある方

（更新時救済プログラムの利用開始）

第 29 条 ポータルにログイン後、当年度はじめて更新時救済プログラムのボタンをクリックし、利用料金の支払いが完了することで利用開始できます。

- 2 利用料金の支払とプログラムの利用は、「<https://mrportal.study.jp/>」で始まる URL で表示されるページで行います。
- 3 更新時救済プログラムの利用申込は、各年度に 1 回に限ります。

（更新時救済プログラムの利用料金と支払方法）

第 30 条 更新時救済プログラムの利用料は、細則別表に示すとおり未修了年度に応じて次の各号に示す金額(税込)です。

- (1) 未修了年度が 1 年または 2 年： 6,600 円
- (2) 未修了年度が 3 年または 4 年： 15,400 円
- (3) 未修了年度が 5 年： 33,000 円

（更新時救済プログラムの利用解約）

第 31 条 電子コンテンツの特性上、利用者は、利用申込完了後、実際にコンテンツを利用したか否かに関わらず利用解約できません。

（更新時救済プログラムで提供される内容）

第 32 条 細則第 49 条に定める提供内容は次の各号に示すとおりです。

- (1) 現在の知識レベルを測定するためのテスト 1
- (2) テスト 1 を完了したのち、その不正解問題を、繰り返し学習するためのドリル
- (3) 学習した成果を確認し、知識を定着させるための MR テキスト電子版

- (4) テスト 1 で不合格だった場合、学習の成果を測定するためのテスト 2
- 2 前項第 4 号のテスト 2 は、3 回まで実施可能です。
- 3 更新時救済プログラムのテスト 1 での出題数は、細則第 49 条第 7 項に定め次の各号に示すとおり未修了年度数に応じた問題数が出題されます。出題される問題は、利用申込を行ったときにプール問題から個人ごとに抽出され固定されます。
- (1) 未修了年度が 1 年または 2 年： 190 問
- (2) 未修了年度が 3 年または 4 年： 250 問
- (3) 未修了年度が 5 年： 380 問
- 4 更新時救済プログラムのテスト 2 およびドリルでの出題は、テスト 1 での不正解問題に限られます。

(更新時救済プログラムの提供期間と利用期間)

第 33 条 更新時救済プログラムの提供期間は、8 月第 1 営業日から 3 月 31 日です。

- 2 更新時救済プログラムは、利用者が本規約第 29 条に定める利用料の支払い完了後に利用することができます。各コンテンツの利用期間は次の表のとおり異なります。

コンテンツ名	利用期間
MR テキスト電子版	支払い完了後～提供期間終了
テスト 1	支払い完了後～すべての問題を採点した時点または提供期間終了のどちらか早い時点
ドリル	テスト 1 完了後～年度末 3 月 31 日
テスト 2	テスト 1 不合格～合格※または 3 回目に出題されるすべて問題を採点した時点あるいは提供期間終了のいずれか最も早い時点 ※残った問題は解答できなくなります

(更新時救済プログラムの合格または不合格)

第 34 条 細則第 49 条第 9 項に規定するとおり、更新時救済プログラムは、次の表に示す場合に合格となり、合格の更新手続または認定更新申請を行うことができます。

対象者(出題数)	合格要件
本規約第 32 条第 3 項(1) (190 問)	テスト 1 の正答数が 171 問以上になった場合または 正答数が、テスト 1 とテスト 2 を合わせて 171 問となった場合
本規約第 32 条第 3 項(2) (250 問)	テスト 1 の正答数が 225 問以上となった場合または 正答数が、テスト 1 とテスト 2 を合わせて 225 問となった場合
本規約第 32 条第 3 項(3) (380 問)	テスト 1 の正答数が 342 問以上となった場合または 正答数が、テスト 1 とテスト 2 を合わせて 342 問となった場合

- 2 更新時救済プログラムに合格後、合格の更新手続または認定更新申請の期限は、次の各号に示

します。

(1) 合格の更新手続：合格の有効期限のある年度末 3 月 31 日まで

(2) 認定更新申請：細則第 50 条第 1 項に定める認定更新の特例が適用される期間の終了まで

- 3 第 1 項に示す合格要件を満たせなかった場合は不合格となり、当該年度に合格の更新手続または認定更新申請を行うことができません。

第 6 章 MR 基礎試験の受験申込

(MR 基礎試験受験申込と予約変更)

第 35 条 MR 基礎試験を受験できる利用者には、ポータル「MR 基礎試験ページ」が表示されます。受験希望の利用者は該当ページから受験申込が可能です。

- 2 受験予約を変更したい場合は、受験予定日の 3 日前までにポータル「MR 基礎試験情報ページ」から行うことができます。また、新しい受験日は、予約変更手続の日の 3 日以降先の日程で空きのある会場および時間帯から選択することができます。

- 3 第 1 項および前項の手続きは、ポータルから株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズが用意するウェブページ(外部サイト)に遷移して行います。

(MR 基礎試験受験のキャンセル)

第 36 条 利用者は、MR 基礎試験受験申込完了後、いかなる理由があってもキャンセルできません。

第 7 章 その他

(保証の否認および免責事項)

第 37 条 センターは、本サービスに事実上または法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。

- 2 センターは、次の場合に利用者が本サービスのうち本規約第 14 条第 2 項の⑤、第 3 項の①、②、③、⑤の利用において不利益とならないよう代替措置を講じます。

(1) 地震、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力によって利用者がポータルを利用できないと認められた場合

(2) センター及びポータルのサービス提供者の問題に起因して、センターがポータルの利用停止措置を行ったことで利用者が不利益を被ると判断した場合

- 3 センターは、本サービスの利用においてやり取りされる情報の保護のために、暗号化技術 SSL 通信を使用します。但し、これによりセンターが安全性を保障するものではなく、万一センターの過失

なく技術的な問題で情報漏えい等の事故が起こった場合は、センターには責任は及ばないものとします。

- 4 センターは、本サービスに関して、利用者と他の利用者または第三者との間において生じた連絡または紛争等について一切責任を負いません。

（サービス内容の変更等）

第 38 条 センターは、利用者への事前の告知をもって、本サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

（利用規約の変更）

第 39 条 センターは以下の場合には、利用者に対して事前の通知なく本規約を変更することができるものとします。

- (1) 本規約の変更が利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 センターは、本規約を変更したときは、変更後の本規約をセンターのウェブサイトその他センターが適当と認める方法により公表するものとします。
 - 3 変更後の本規約は、前項による公表の時から適用するものとします。

（ポータル提供の終了）

第 40 条 センターは、MR 認定制度の改定等によりポータル提供を終了することができます。その場合、事前に十分な説明を行い、利用者に MR 認定制度上の不利益とならないよう代替措置をとります。

（通知または連絡）

第 41 条 センターは、利用者に対して通知または連絡を行う必要がある場合、ポータルのインフォメーションに掲載するあるいはポータルに登録された電子メールアドレスまたは連絡先電話番号が有効なものとみなして当該連絡先へ発信し、発信時に利用者へ到達したものとみなします。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者がセンターの責めに帰すべき事由によらず通知または連絡を受領できなかった場合であっても、当該通知または連絡を受領できなかったことにより利用者に生じた不利益について、センターは一切の責任を負わないものとします。

（著作権）

第 42 条 ポータルに搭載されたコンテンツは、著作権によって保護されています。これらが無断で複製、翻案等の二次利用する行為を禁止します。ただし、「公益財団法人 MR 認定センター著作権

利用規程」に基づく利用が可能な場合がありますので、センター公式ウェブサイトの知的財産権の取り扱い(<https://www.mre.or.jp/Intellectual-property-right/>)をご確認ください。各コンテンツの著作権の帰属先は次の号に示します。

- (1) 「MR テキスト」: テキスト執筆者またはセンター
- (2) 「基礎教育学習・認定プログラムおよび更新時救済プログラム」: 作問の業務委託契約を締結した各事業者

(商標権)

第 43 条 ポータルに掲載される商標及びロゴマーク等に関する権利は、センター、ポータル開発企業、出版社等に帰属します。無断で複製し二次利用する行為を禁止します。

(損害賠償)

第 44 条 センターは、本規約に関し、利用者が本規約第 10 条に定める禁止行為を行ったことにより損害を被った場合、利用者に対して、損害賠償を請求することができます。

(準拠法・裁判管轄)

第 45 条 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

- 2 本サービスに関して紛争が生じた場合には、センターの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

- 1 本規約は 2026 年 4 月 1 日より適用されます。
- 2 本規約は 2026 年 7 月 24 日に改定され、同年 7 月 28 日より適用されます。

(お問い合わせ連絡先)

本規約に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください。

公益財団法人 MR 認定センター

東京都中央区日本橋本町三丁目 3 番 4 号日本橋本町ビル 9 階

お問い合わせフォーム: <https://www.mre.or.jp/contact/form/>

以上